

## 太子町地域公共交通の再編（案）について

### 太子町地域公共交通の考え方（案）

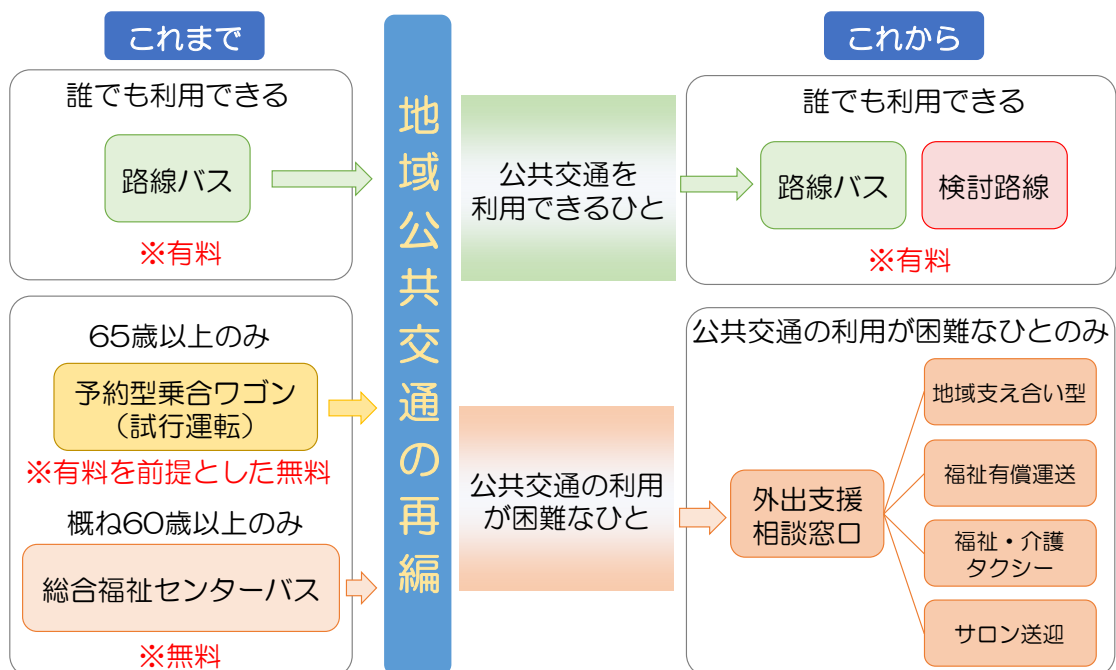
昨年度策定した「太子町地域公共交通網形成計画」基本方針及び目標達成のための施策に基づき、

- ・「持続可能」にするために・・・
- ・太子町のすべての人が利用できる公共交通にするために・・・

予約型乗合ワゴン等のように「年齢」で利用者を分けるのではなく、「公共交通を利用できる人は公共交通を利用し、公共交通の利用が困難な人は福祉の移動サービスを利用する」というように公共交通を「利用できる人」「利用が困難な人」で分けて考える。



※公共交通の利用が困難なひと…主に身体的な理由で公共交通を利用することが困難な人



# 「公共交通を利用できる人」交通体系（案）

**既存の路線バス**

運行主体	金剛バス
運行時間	6時～22時ごろ
運行間隔	1時間に1～2本程度
運賃	距離運賃制

**新規の路線バス**

運行主体	金剛バス
運行時間	6時～22時ごろ
運行間隔	1時間に1本程度（予定）
運賃	距離運賃制

**支線交通（実証運行）**

運行主体	太子町
運行時間	9時～17時 金剛バスと重複しないような時間設定
運行間隔	1時間に1～2本程度（予定）
運賃	金剛バスと差が出ないような運賃設定

※朝・夕の畑・山田～上ノ太子駅の直行便については、ルートや停車箇所も含めて、金剛バスとともに検討中

## お出かけ支援制度（案）

高齢者の方が公共交通を利用して外出しやすくするために、70歳以上の人に対して、路線バスや検討路線を利用される方に、**1回の利用につき100円を割引**するチケットを発行。  
対象：太子町にお住まいの70歳以上の人（要登録）

## 総合福祉センター利用者支援制度（案）

総合福祉センター利用の際、公共交通（路線バスや検討路線）を**無料で利用できるチケット**を発行。（※運行後の定期的な状況や評価を鑑みて有料にする可能性あり。）  
対象：総合福祉センター登録者

## 乗換え拠点での待合室の設置（案）

乗換え拠点となる**役場にバス停を設置**し、乗換えの際の待ち時間を過ごすことができる**待合室を設置**する。

土日祝の運行は道の駅まで行く等も検討中

**商業施設周辺のバス停の設置**  
商業施設周辺にバス停を設置する。（関係機関協議中）

## 役場を拠点とした交通体系

- 既存の路線バスに加え、太子中央線を通る新規の路線バス運行
- 畑・山田地域を回る支線交通は乗換え拠点である役場まで運行
- 上記の支線交通に、役場から総合福祉センター行きの送迎機能を付加

バス停・・・今後、町・金剛バス・地域住民と協同で場所を設定  
ダイヤ・・・福祉センター利用者等、乗換え拠点での待ち時間が少なくなるような時間設定を検討中

## 「公共交通の利用が困難な人」

### 外出支援相談窓口の設置とサポート（案）

地域包括支援センター等と連携した相談窓口を設置し、公共交通の利用困難者へのサポートを行う。その人に合った、福祉の移動サービスを案内する。

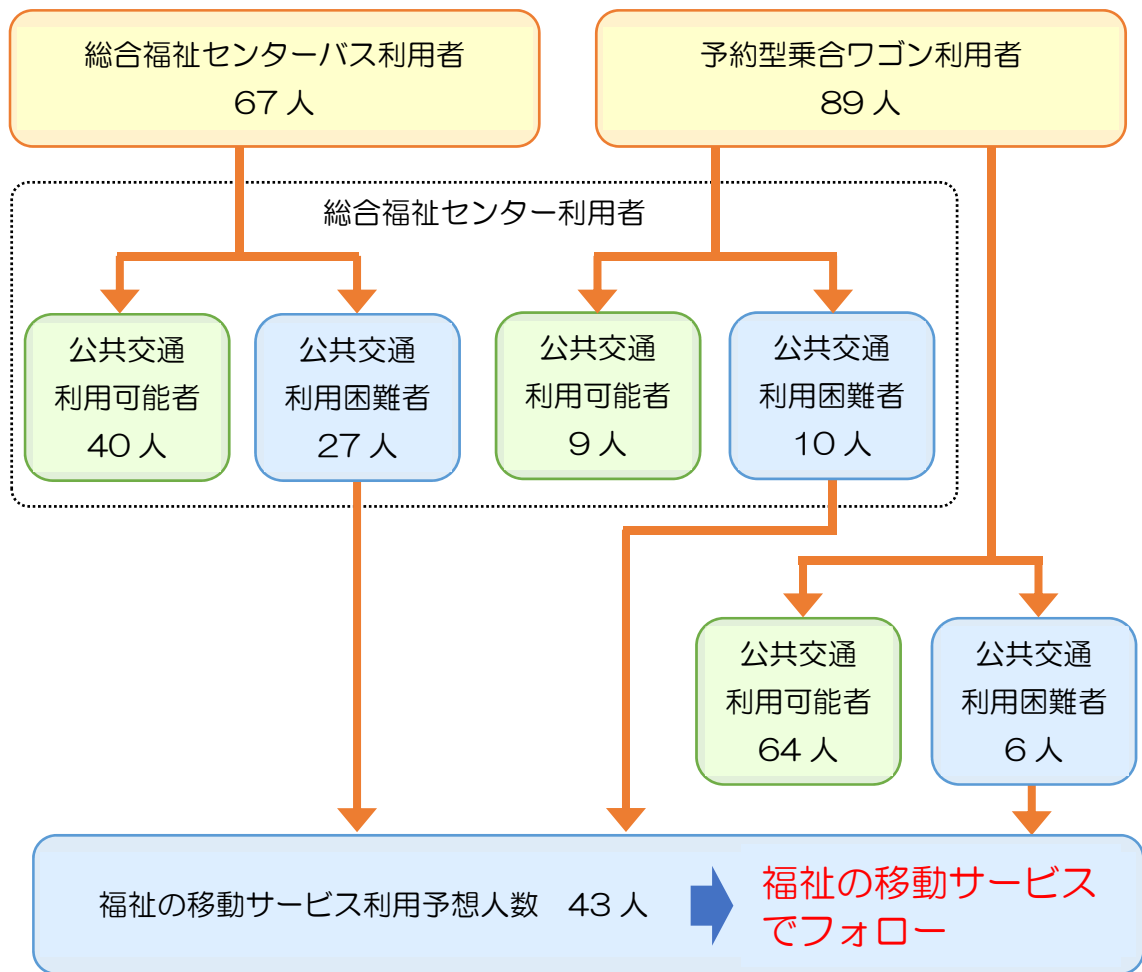


### 【その他施策】

#### 福祉・介護タクシー助成

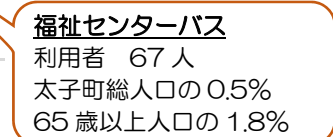
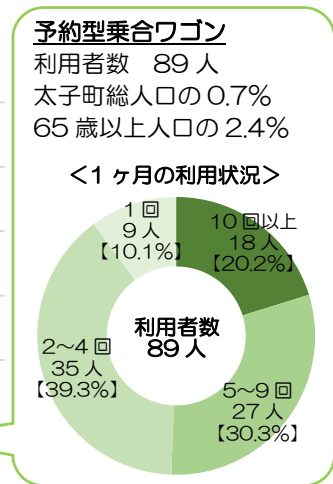
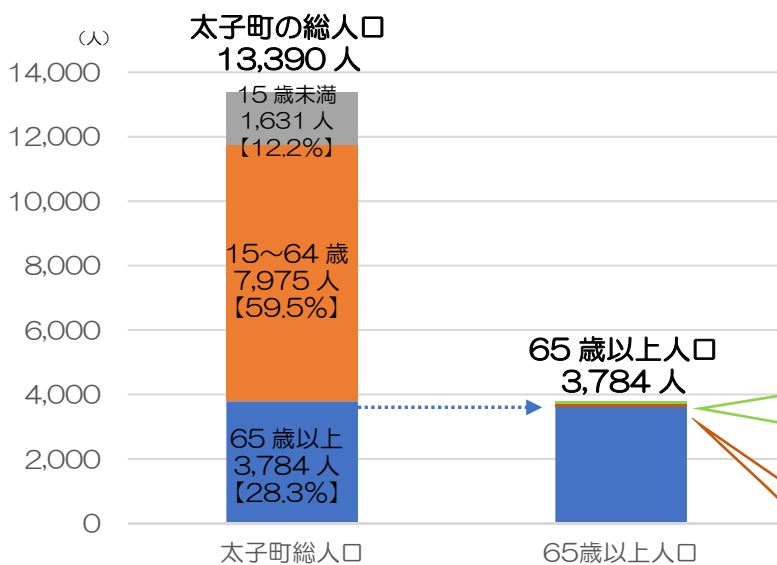
福祉・介護タクシー助成を地域公共交通の検討と一体的に検討を進める。

地域公共交通の再編に向けてのフォロー検証（平成31年3月末現在）



※月あたりの利用者数  
 ※割振りの基準：利用者へのヒアリングや各バスの運転手の判断による割振り

【参考】



■ 15歳未満 ■ 15～64歳 ■ 65歳以上  
 ■ 予約型乗合ワゴン利用者 ■ 福祉センターバス利用者

※2019年3月の利用状況  
 出典：太子町住民基本台帳、健康福祉部資料